

藤沢市教育文化センター規則の廃止について
藤沢市教育文化センター規則を廃止する規則を次のように定める。

2014年（平成26年）9月17日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

- 1 廃止する規則
別紙のとおり
- 2 施行期日
公布の日

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市教育文化センター運営委員会の廃止に伴い、藤沢市教育文化センター運営委員会の組織及び運営について必要な事項を定めた規則を廃止する必要による。

藤沢市教育文化センター規則を廃止する規則をここに公布する。

平成26年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 井上 公基

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市教育文化センター規則を廃止する規則

藤沢市教育文化センター規則（昭和57年教育委員会規則第4号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○藤沢市教育文化センター規則

昭和57年3月19日

教委規則第4号

第1条 この規則は、藤沢市教育文化センター設置条例第3条の規定に基づき、藤沢市教育文化センター(以下「教育文化センター」という。)の運営について必要な事項を定める。

第2条 研究研修等の円滑な活動を図るため藤沢市教育文化センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

第3条 運営委員会は、委員9人とし、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 藤沢市立小中特別支援学校長 2人
- (2) 藤沢市小中学校教育研究会員 2人
- (3) 社会教育委員 1人
- (4) 学識経験者 2人
- (5) 教職員代表 2人

第4条 委員会の委員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 運営委員会の委員の報酬については、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和31年9月藤沢市条例第36号)に定めるところによる。

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。